

2026 年 7 月 17 日

令和 9 年度税制改正に関する要望について

生命保険協会（会長：隅野 俊亮 第一生命保険社長）では、本日、令和 9 年度税制改正に関する要望を取りまとめましたので、お知らせします。

【添付資料】

1. 令和 9 年度税制改正要望項目
2. 税制改正要望書『令和 9 年度税制改正に関する要望』（本文は以下リンク先参照）

<https://www.seiho.or.jp/info/category/news/opinion-tax/pdf/2026.pdf>

以 上

令和9年度税制改正要望項目

【重点要望項目】

- ◎ 人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

ー 子育て支援に関する政策税制として時限措置として講じられている「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

令和7年まで	所得税合計適用限度額		12万円	平成24年1月からの契約
	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険	
	4万円	4万円	4万円	

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8・9年 時限措置	所得税合計適用限度額		12万円	平成24年1月からの契約
	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険	
	23歳未満扶養親族 有 6万円 無 4万円	4万円	4万円	

要望事項（令和9年度税制改正）

令和10年以降	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久化 子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から「令和8・9年分所得税において講じられている、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の適用限度額に対する2万円の上乗せ措置」を恒久化するなど所要の措置を講ずること
---------	---

【その他の要望項目】

I. 企業年金保険関係

- 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること
- 働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないよう、一体的・慎重に議論を行うこと
- 確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等に移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること
- 企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること
- 「退職所得の特別徴収票」の月次の市町村長宛提出について年次での提出を可能とすること

II. 生命保険契約関係

- 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

III. 資産運用関係

- 不動産関連税制の総合的見直しを図ること

IV. その他

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること
- 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも課税停止措置を延長すること
- 国際課税ルールに従った国内法制化およびその施行にあたっては、対象企業の事務負担や諸外国の税制度・運用実態等を踏まえ、日本の生命保険会社およびその保険グループの事業活動が阻害されないことがないよう、所要の措置を講ずること